

教 健 体 第 5 0 9 号
令和3年(2021年)8月18日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 泉 野 将 司

「まん延防止等重点措置」期間の延長及び区域の拡大について(通知)

このことについて、この度、国は「まん延防止等重点措置」の期間を9月12日まで延長することを決定しました。また、道は札幌市、石狩管内の市町村及び小樽市に加え、旭川市において新型コロナウイルスのまん延を防止するために必要な措置を実施する旨決定しました。このことに伴い、令和3年(2021年)8月13日付け教健体第498号の別紙について、次のとおり読み替え、本通知に基づいて感染症対策を徹底するようお願いします。

記

1 期間

【変更後】

8月20日(金)～9月12日(日)

【変更前】

8月14日(土)～8月31日(火)

2 措置区域

【変更後】

石狩管内、小樽市及び旭川市

【変更前】

石狩管内及び小樽市

3 部活動の活動場所の考え方

部活動の活動場所は、練習内容等を工夫して自校内に限定することとし、大会の参加に当たって、弓道や水泳など校内に施設がなく、校外の施設を利用しなければ、大会等に向けた練習ができない場合、校長の判断で校外の施設の利用もできること。その際、校外の人との接触を避けること、利用施設のガイドラインを遵守することなど感染症対策を徹底すること。

なお、合同チームで大会に参加する場合は、それぞれの自校内での活動を基本とし、必要に応じて大会等に向けたチームプレイなどの練習がある場合は、いずれかの学校などの場所に限定して最小限の活動とすること。

(新型コロナウイルス感染症対策チーム)